

「伊賀市人権施策総合計画策定手続き」に対する

パブリックコメント

意見集約結果

6月20日(木)～7月5日(水)まで実施したパブリックコメントに寄せられたご意見は以下のとおりでした。また、各ご意見に対する回答は別紙のとおりです。

【意見提出件数】		4人	22件
【意見要旨分類】	① 計画の目的	2人	5件
	② 計画策定の体制と方法および手順	3人	10件
	③ 計画の性格	—	—
	④ 計画の構成	1人	1件
	⑤ 計画の期間	—	—
	⑥ 計画の進行管理と評価	—	—
	⑦ 計画の方向と基本的な考え方	3人	5件
	⑧ 計画の策定スケジュール	1人	1件

「伊賀市人権施策総合計画策定手続き」に対する

意見と回答

① 計画の目的

No.	ご意見	回答
①-1	<p>1. 計画の目的について 上から5段落目 そのためには、市民一人ひとりが人権意識を高め、人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や地域、企業等の活動展開が必要であり、このことを、総合的、体系的かつ計画的に推進し、旧市町村に残されてきた課題、また新たに問題が生じてきたということが従来から行われてきた施策では不十分であることを意味することから、従来から行われてきた施策を見直し、効果的な施策を実施するため、伊賀市人権施策総合計画を策定します。(従来から行われてきた施策が不十分であったため、インターネット等における新たな課題が生まれてきたのは事実であり、また県内においても、特に中高生間で起きているネットを悪用した個人への誹謗中傷問題は増加傾向にある。これについては啓発活動の見直しはもちろん、教育委員会についても効果的な人権教育がなされてこなかった大きな証拠にもなりうる。双方とも、この現状を踏まえ、検討いただきたい。また、これについては「4. 計画の構成」の人権課題別におけるインターネット上の人権侵害への施策にも反映される。</p> <p>送付させていただいた資料がすべてではない。伊賀市に関連しての被差別部落に対する悪質な差別落書きも多数存在している。そのことを踏まえご検討いただきたい。)</p>	<p>インターネット上の人権侵害については、非常に悪質であり、匿名性が強く、今日的課題として取り組んでいかなければならない。掲載された内容から見て、たいへん深刻かつ重大な問題であり、現状は誠に憂慮すべき状況にあります。市として何ができるのかを視点に、関係機関とも連携し検討させていただきたい。</p>

② 計画策定の体制と方法および手順

No.	ご 意 見	回 答
②-1	<p>2. 計画策定の体制と方法および手順について</p> <p>伊賀市が、市民・企業・団体等と協働して、だれもが幸せを感じることでできるまちづくりを進められるよう、行政のあらゆる分野の計画等を反映させ、……とありますが、「障害者自立支援法」による「応能負担」から「応益負担」へというように、制度変更による障害者介護に利用者負担が増加したり、母子家庭における児童扶養手当等の減額が進められている現状において、「だれもが幸せを感じることでできるまちづくり」は本計画が策定される以前から、すでに矛盾が生じている。行政として住民の実態をしっかりと把握し、厳しい状況におかれている家庭等への減額は、幸せを感じるまちづくりを進めることはおろか、検討することさえ不可能ではないかと感じるため、容易に文言上であっても、使用するものではないと思います。また、苦しい生活をしている家庭が、市政への積極的な参加などできるはずがないということを再度認識していただきたい。）</p>	<p>「だれもが幸せを感じることでできるまちづくり」という表記について、例えば障害者自立支援法が利用者負担増になっている現実があるなど、すでに現状との矛盾が生じているとのご意見ですが、めざすまちづくり像を大きな目標として掲げて、少しでも目標に近づけていけるよう努力していかなければならないと考えます。</p>
②-2	<p>意見1</p> <p>第1回人権政策審議会は昨年8月16日に開催され、その後開催されたという記録は見つかりませんでした。昨年度審議会が1回しか開催されなかった理由をお示しください。</p>	<p>「人権政策審議会」の性格としては、条例第2条(所掌事務)において、「審議会は、市長の諮問に応じ伊賀市における人権政策に係わる重要事項並びに部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を報告し、又は意見を具申する。」となっております。</p> <p>昨年度は、審議会に諮るべき重要事項</p>

		として「人権尊重都市宣言」(案)について 諮問し、答申をいただいております。なぜ 審議会を1回しか開催しなかったのかとい う理由ですが、昨年度は、審議会の性格 上、審議事項は宣言(案)のみでありまし たので、開催回数は1回だけでした。
②-3	意見2 今回の策定スケジュールでは、市民への説 明機会は、事前のパブリックコメントと中間素 案のパブリックコメントの2回しかありませ ません。積極的な市民参加を進めるため には、特に人権という伊賀市にとって重 要な案件であることから、タウンミーテ ィングの機会を加えるべきではないでし ょうか？人権週間等と絡めれば啓発の意 味にもなり効果的だと思います。是非 ご一考ください。	市民参加、市民への説明機会の件です が、パブリックコメントの募集が2回だけ とのご指摘であります。タウンミーティ ングを開催してはどうかのご提言です が、現在のところタウンミーティングの 開催は予定しておりません。と言いま すのも、合併前、伊賀市合併後におい て、すべての旧市町村を単位に「人権問 題に関する住民意識調査」を実施し、 その結果についても報告書としてまと められたものがあります。この調査結 果を参考資料に計画案をまとめたとい っております。ただ、積極的な市民参 加を進めるため、また、できるだけ多 くの市民の声を求めるために、中間案 の段階で市内37地区の住民自治協 議会への意見聴取を検討しております。
②-4	審議会は、自治基本条例制定前、伊賀 市誕生時にすでに審議会条例が制定さ れていますが、自治基本条例第17条 に則り公募委員を含めた委員を選考さ れています。 それにもかかわらず、策定スケジュール では、6月上旬に審議会を立ち上げる かのよう記述されているため、誤解さ れやすいのではないのでしょうか？既 に組織されている人権政策審議会が、 人権施策推進会議で立案した計画を 諮問され、答申するという策定体制を 2. 計画策定の体制と方法および手順 にはっきりと記述するべきではないで しょうか？「伊賀市自治基本条例に基 づく積極的な市	審議会の立ち上げについては、ご指 摘のとおり、これから委員を選任する のではなくすでに昨年度任期2年で公 募委員を含めて22名の委員を選任し ております。策定スケジュールに示さ せていただいている審議会部分につ いては、6月に立ち上げるというの ではなく、表示部分の間で審議会を 4～5回開催するという意味で表示 させていただきましたものです。した がって公募委員についても、新たに 募集するのではなく、すでに選任さ れている公募委員さんに総合計画策 定の審議に加わっていただくとい うこと、つまりこのことが市民参加 であるということで書かせていただ いたものです。

	<p>民参加」を計画策定の基本とし、次のことを実施します。</p> <p>○パブリックコメントの実施【自治基本条例第16条】</p> <p>○人権政策審議会への市民参加(公募委員)【自治基本条例第17条】</p> <p>○行政内検討組織「伊賀市人権施策推進会議」の設置</p> <p>上記のような書き方だと、これから人権政策審議会に対し、公募委員を募集するという意味にとれます。誤解のないようにすでに審議会が組織されていることを説明する必要があります。</p>	<p>何点か誤解の生むような表現になっているとのことですが、上記のとおりですので、ご理解賜りたいと存じます。</p> <p>また、計画策定の体制と方法手順および手順についても、コメントいただいておりますように、人権施策推進会議で原案を作成のうえ、審議会に諮問し、答申をいただくという手順を進めてまいりたいと存じます。</p>
②-5	<p>パブリックコメントの実施において、ケーブルテレビ及びホームページでの広報が中心であるが、デジタルディバイドの問題は伊賀市においても大きく影響している。旧市町村で行われた実態調査においても低所得者や低学歴者といった階層には、情報を収集できる機会や情報を収集する技術を持っていない。この意見については、「伊賀市総合計画」におけるパブリックコメントにおいても意見させていただき、行政からは検討するとの回答があったが、何ら変化していない状況から検討さえされておらず、住民の意見を取り入れた計画の策定とは言い難い。伊賀市行政として地域の末端まで情報が届くシステムなり施策の導入を早急に図られたい。</p> <p>12月に中間案に対する意見募集があるが、これに向けて検討されたい。</p> <p>また、審議会が出た意見等については、ホームページのみでしか、市民に公表されていない。もっと公にしなければ市民には届かず、行政独自の計画になってしまい、審議会が出た意見に早急に意見を言いたい内容があっても、指摘できる情報が市民に流れない</p>	<p>デジタルディバイド(情報格差)の問題等を含め、計画策定におけるプロセスについては、非常に重要なご指摘であり検討させていただきたい。</p>

<p>ために、住民のニーズにあった計画にはならない。</p> <p>これについては、他の計画策定時におけるパブリックコメントの実施においても同様である。</p> <p>また、本計画策定においても、差別撤廃に取り組む団体等へは、最低でも知らせておく必要があったのではないかと思います。住民が未だ抱える課題や地域の実態、また差別撤廃に向けた効果的な手法等を先進的に取り組んでいる団体等学ぶことが、行政施策に反映されていくのであり、それこそが協働団体であることの意義と言えるのではないかと。</p> <p>地域福祉計画の策定であっても、最も効果的な施策を求めているのは高齢者であり障がい者である。しかし、今の広報方法ではこの方々の意見を反映させることは不可能ではないだろうかと感じるため、再度、市総体で各計画策定時における意見募集等についてご検討されたい。</p> <p>この意見が総合計画策定時から検討されていないということは、住民の意見が反映されていないことにつながるのではないかと。検討するという回答をいただいた以上、その結果を市民に伝えていくことが行政責任でもある。</p> <p>また、言うまでもないが、人権施策等においても、PDCAサイクルを用いながら、毎年協議していかなければ、5年計画であるため、社会状況において人権分野も変化してきたように、年々その動向に応じた施策が実施されるよう、検討されたい。</p>	
--	--

②-6	<p>以下、策定方針に対する意見です。</p> <p>(1)連携図について① 地域まちづくり計画とは、総合計画を通じて連携することとなっているが、本当に伊賀市全体で取り組むべき人権計画であるのであれば、総合計画を介して連携する計画の位置づけでなく、人権計画が直接地域まちづくり計画に連携とする位置づけにするべきであると思いますが、どうでしょうか？</p>	<p>まず、(1)から(4)までの質問については連携図、体系図のフローチャートや表現が誤解を生む結果となったことに関し、図が不備や不明瞭で、かつ説明不足であったことをお詫びいたします。</p> <p>総合計画がすべての計画の上位計画としての位置づけになっており、他の関連計画についても、互いに整合を図らなければならないと考えています。図では、総合計画を介して、地域まちづくり計画と連携しているようになっていますが、実際は、関連計画とも連携して計画を策定するべきであると考えています。</p>
②-7	<p>(2)体系図について① ・「伊賀市人権施策推進会議」が計画を策定するという位置づけはおかしいのでは？あくまで審議会が策定するものではないのでしょうか？行政内部の組織が策定する位置づけはおかしいと思います。</p>	<p>市長が審議会に諮問し、答申を受けて、計画を策定するものであり、審議会や人権施策推進会議が計画を策定するものではありません。ただ、審議会の答申は最大限に尊重したいと考えております。</p>
②-8	<p>(3)体系図について② ・市長に答申してできた計画を伊賀市人権施策推進会議が変更したりするのでしょうか？市長に最終権限がない計画の位置づけはおかしいと思います。</p>	<p>最終権限は市長にあり、計画を策定するのも市長であります。人権施策推進会議は、市長の命を受けて事務を処理する庁内会議であり、市長を越えて権限をもつ機関ではありません。</p>
②-9	<p>(4)体系図について③ ・パブリックコメントを反映するのが推進会議というのはおかしいのでは？計画そのものは審議会で審議して策定されるものだと思いますが、当然パブリックコメントについても審議会委員が把握し、そのことを踏まえて審議会委員がどのように計画に反映させるかを審議会委員が考えるべきであると思います。行政が原案を作るのは結構ですが、最終責任は審議会委員にするべきであると思いますがどうでしょうか。</p>	<p>(2)、(3)とも重複する部分がありますが、パブリックコメントを計画に反映させるのは、最終権限をもち、計画を策定する市長であります。今回の策定手続きのパブリックコメントの回答については、審議会委員に意見を聞く機会はありませんが、行政が中間案、最終案をまとめる作業の中で十分意見を聞いてまいりたいと考えております。</p>
②	<p>(5)パブリックコメントについて</p>	<p>市民参加が審議会だけなのかということ</p>

-10	<p>・計画の策定に当たっては、審議会だけで審議するだけでなく、公聴会(タウンミーティング)を行うなどして、広く市民から意見を聞く姿勢が重要であると思います。公聴会を是非とも実施してください。</p>	<p>とタウンミーティングを開催してはどうかのご提案ですが、現在のところタウンミーティングの開催は予定しておりません。市民参加の方法としては、パブリックコメントも募集しますし、市内全域で調査した「人権問題に関する住民意識調査」の報告書もあり、調査結果を踏まえ、計画原案をまとめたと考えております。また、できるだけ多くの市民の声を求めるため、中間案の段階で37地区の住民自治協議会への意見聴取を検討しております。</p>
-----	--	---

③ 計画の性格

No.	ご意見	回答

④ 計画の構成

No.	ご意見	回答
④-1	<p>4. 計画の構成</p> <p>入れていただきたい施策の分野</p> <p>1. 人権施策とは (人権行政のあり方を人権政策課のほうで明確化されなければ、市民が理解できないため)</p> <p>2. 人権意識高揚のための施策の推進 (従来から残されてきた課題、新たに生じてきた課題がなぜ出てきたのかを市や審議会で協議しながら、「人権啓発の推進」「人権教育の推進」についての計画を策定する必要がある。</p> <p>人権行政の推進においても、教育と啓発のやるべきことを十分に認識し、また教育と啓発手法は異なることから、上記のように、施策をわける必要がある。(例えば、旧伊賀町に</p>	<p>計画に盛り込んでいくべき施策として「人権施策とは」「人権意識高揚のための施策の推進」「人権擁護と救済のための施策」「人権課題別施策の推進」等について提言いただいておりますが、いずれも重要な視点であり、審議会等で十分協議検討させていただきたい。</p> <p>そのためには、審議会においてこれまでの旧市町村及び各支所での取り組みの現状と課題、また成果等を踏まえた議論となるよう配慮してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、合併による事業の縮小、廃止となっている事実があるのご指摘については、現状に配慮した事業が実施できるよう計画となるよう十分検討してまいりたい。</p>

<p> おいて「人権教育のための国連10年伊賀町 行動計画」は、1999年から2008年までの計 画であったが、これが伊賀市になっても継続 的に持続されているのか、また、継続されて いなければそれはなぜなのかを検討していく 必要がある。このように、合併したことによっ て、大切なものが失われていった例は多数あ り、旧上野市の方針が強調されている。その ようなことはないと言われるが、実際に縮小 化・消滅しているのは事実である。) </p> <p> 4. 人権擁護と救済のための施策 相談体制の充実 </p> <p> 5. 人権課題別施策の推進 </p> <p> これについては「伊賀市総合計画」との整 合性をとる必要がある。また、流れとして、 「現状」→「課題」→「施策」といった流 れになるかと思うが、以前から策定されてい るさまざまな計画を見ている、伊賀市におけ る課題なり現状がはっきりと理解できない部 分が大多数を占めている。特に、国の施策な り、国が公表している計画から引用された だけのものといえるほど、文言が類似してい る計画がいくつか存在している。 </p> <p> 本計画においては、各支所が旧市町村時 代に施策を推進していくにあたり、見えてきた 現状と課題、また成果等も十分に検討した上 で、策定していく必要がある。審議員におい ては、そういった「地域の実情」という部分で は意見が弱く、説得力にも欠け、そのことによ って効果的な施策が推進されず、無駄な税金 だけが飛んでしまう事態になりかねない。 </p> <p> そのため、本計画における現状と課題につ いては、その点をよく踏まえ、真の「伊賀市人 権施策総合計画」とされたい。 </p> <p> また、同和問題については、旧上野市が実 施された実態調査から見えてきた現状と課題 </p>	
---	--

<p>を検討し、施策に盛り込むことは当然であるが、今年度実施される生活実態調査(旧伊賀町・大山田・青山)について、そこから見えてくる現状と課題は、旧上野市の同和地区の実態と類似している点はあるものの、対比する点のほうが多いと思われる。これによっても施策の手法が異なってくる。</p> <p>また、島ヶ原で実施された「人権問題に関する村民意識調査」から見えてきた実態に即した施策が必要である。</p> <p>このことから各地域の課題を集約することはもちろんのこと、各地域の実態に即した計画でなければ、従来のように課題が残され、新たな問題を生じさせることを十分に認識されたい。</p> <p>他の人権課題についても、伊賀市の実態をどのように改善していくのかが明確に理解できるよう、世界の動向や日本の動向も必要であるが、「差別はもうない」といった意見が生まれてきているのは行政責任であるため、行政として伊賀市にはどれほどの差別や課題が残っているのかを、住民に認識してもらわなければ、計画策定が無意味になる恐れがある。</p>	
---	--

⑤ 計画の期間

No.	ご意見	回答

⑥ 計画の進行管理と評価

No.	ご意見	回答

⑦ 計画の方向と基本的な考え方

No.	ご 意 見	回 答
⑦-1	<p>7. 計画の方向と基本的な考え方について (2) 基本理念について</p> <p>日本国憲法、同和対策審議会答申の精神ならびに世界人権宣言を基本理念とします。となりますが、ここに「人種差別撤廃条約」が謳っていることについても基本理念やその他に使用される文書に入れていただきたい。</p> <p>1995年12月に日本は締結している。</p> <p>国連において、人種差別の定義の中に、日本における部落差別は、「職業と世系」における差別であり、その条約第4条の a 項・b 項においては、差別の助長・煽動行為は処罰すべき犯罪であるということから、差別禁止法や人権侵害救済について、条約で定められている。しかしながら、日本はこの4条については留保している状態にあるため、差別禁止法の策定は容易ではない。</p> <p>しかし、第2条では、「国及び地方公共団体はすべての適当な方法により、いかなる個人・集団又は団体による人種差別をも禁止し、終了させる義務がある」と謳われており、伊賀市行政においても差別撤廃義務の位置づけがなされている。</p> <p>また、第6条では、差別による被害者に対する効果的な救済を行うことを謳っており、人権侵害における救済機関や条例等の制定を締結国は行わなければならない。</p> <p>この条約の特徴として、広範な差別が対象となり、日本がこの条約に加入したことによって、狭義の人種差別のみならず、部落差別、アイヌ民族に対する差別、沖縄出身者に対する差別、「帰化」した人々に対する差別、在日コリアンに対する差別、在日外国人に対する差別が対象となっているため、「伊賀市人権施策総合計画」においても、この条約の文</p>	<p>「人種差別撤廃条約」を入れてはどうかとの件ですが、国が批准していること、条約には国及び地方公共団体の義務がうたわれてること、また伊賀市には多くの外国人が居住している現状と外国人に対する市民の意識等を十分踏まえ、検討してまいりたい。</p>

	<p>言等を反映させていくことが必要である。</p> <p>この条約の意義を踏まえることによって、人権侵害救済に関わる条例の策定にもつながる。</p>	
⑦-2	<p>(3) 基本方針について</p> <p>従来からも「自立」ということについてさまざまな議論があったと思いますが、「公平な機会と自立した生活の確保」よりは、「公平な機会と自立できる生活の確保」と変えるべきではないかと思います。未だ同和地区やその他の低所得世帯においては、自立できるほどの世帯総収入や就業が十分に確保できる生活が保障されていない現状があるため、まずは自立できる水準にたどりついた後、自立した生活を確保できるのではないかということから、検討していただきたい。</p> <p>以上が意見及び提案となります。ご検討いただき、真に差別の撤廃また人権が尊重される伊賀市が実現できる計画としていただきたい。</p>	<p>文中の「自立」ということばのとらえ方の問題ですが、表現については、字句修正あるいは内容の修正も含め、検討してまいりたい。</p>
⑦-3	<p>(6) 策定方針について①</p> <p>・人権宣言では「日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念」、条例では「日本国憲法、同和対策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律並びに世界人権宣言を基本理念」となっておりますが、策定方針の基本計画では「日本国憲法、同和対策審議会答申の精神ならびに世界人権宣言」となっています。少なくとも統一するべきであると思います。</p>	<p>人権尊重都市宣言、条例、人権施策総合計画における基本理念、精神については、基本的な考え方として統一するべきであると考えます。ただ、例えば宣言については内容を簡略化して表現しているものもあり、多くを列記しきれない場合があります。</p>
⑦-4	<p>(7) 策定方針について②</p> <p>・前回にも意見をすることがありますが、「同和対策審議会答申」は現在では終焉となっているものであります。少なくともその精神を生かすのであれば、その精神を残す理由なりをはっきりと明記するべ</p>	<p>1996年の地域改善対策協議会意見具申の中の「同和問題に関する基本認識」で、『同和対策審議会答申の精神を踏まえ、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならない</p>

<p>きだと思えます。国としては終焉を迎えたものを計画の理念におくのはおかしいと思えますし、理由を明記してください。それと、同和対策審議会の答申の精神とは何でしょうか？日本国憲法や世界人権宣言の基本理念は、わかるのですが・</p> <p>..</p>	<p>い。・・・(後略)・・・』とうたわれています。2002年3月に地対財特法が法切れになりましたが、いまだ部落問題は解決されておられません。さらに、同意見具申「同和問題解決への展望」では、『特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない・・・。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、・・・(中略)・・・地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる』とあります。つまり、法切れが同和問題の解決のための行政の終焉を意味するものではないと考えます。</p> <p>「同和対策審議会答申の精神とは何か？」とのことですが、「答申」は同和行政の基本的指針たる役割を果たし、現在でも政府、地方公共団体においても積極的評価を得ています。</p> <p>答申では、『同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である』とし、さらに同和問題の解決は『国の責務であり、同時に国民的課題である』として、『差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない』とされています。法が切れた今日においても、日本社会において同和問題はなお重大な社会問題であり、この問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であります。同和問題の本質が、人の意識に起因するものであるため、あらゆる機会を通じて国民一人ひとりが自らの課題として取り組まなければならない問題である</p>
---	--

		と解釈しております。
⑦-5	<p>やはりなんといっても大事にしなくてはならないことは「表現の自由」の完全保障ということです。明らかに差別発言ならともかく、そうでないのなら互いに表現の自由は尊重しあう。互いに違いを認めあうということが大事にされなければならないと思います。</p> <p>昔から、よく本音で語り合わねば意味がないということは色々な場で指摘されてきました。しかし、上記のことが保障されなければそれも非現実な物となります。</p> <p>残念ながら、昨年度、そのことが十分補償されず、認め合われず、トラウマを得た経験があります。誠に残念です。詳しいことはこの場ではいえませんが、人権が最も大切に扱われねばならない場であったことは、上野、伊賀の人権同和問題解決上、1つの大きな汚点を残したと感じています。もう、発言するのは止めておこうという空しい感情が今もなお心の底で流れています。</p> <p>とり止めもなく、雑感的に記しましたが、表現の自由が十分尊重されることが、色々な場面で反映されることが最も重要と考えます。</p>	<p>「表現の自由」の保障の必要性についてのご意見ですが、雑感的に意見をいただいたとありますが、非常に大切な視点であると認識しております。</p> <p>人権啓発のひとつの手法として、例えば市内各所で人権問題に関する地区懇談会が開催され、人権尊重思想の普及や差別をなくしていくための取り組みについての意見交換がなされています。その際、さまざまな意見が出されますが、「こんなことを言ったらダメなのかなあ」ということを感じるような場の雰囲気であれば、その懇談会は建前だけに終わってしまい、懇談会を意味のないものにしてしまうことがあります。本音で語りあえる場を持つこと、差別発言であったり、不穏当な表現でない限り、その場での発言を保障していくことはたいへん重要であります。</p> <p>もし、そうした発言が十分保障されないような場面を経験されたのであれば、今後啓発に携わる者の中で十分検討し、徹底していくことが必要であると考えます</p>

⑧ 計画の策定スケジュール

No.	ご 意 見	回 答
⑧-1	<p>策定期間があまりに短い。これについて、どのような実態を根拠に本計画を策定されるのか、従来のような文言が先走る計画とならないよう、十分な検討期間が必要である。</p>	<p>策定期間があまりにも短いのではないかとのご意見ですが、期間内にできる限り、協議の場を多く持ち、年度内に策定し来年4月から計画が実施できるようにしたいと考えています。計画の根拠となる実態については、十分とはいえませんが、旧市町村等で実施した人権問題に関する住民意識調査、同和地区生活実態調査をもとに、実状を踏まえたものとしたい。</p>

⑨ その他

No.	ご意見	回答